

特29-799



1200800174055

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2 3 4 5

7

始



七x36



安藤太郎君述

帝國禁酒會概況

明治廿三年八月

東京禁酒會

W 6961

在布哇日本人禁酒會概況

在布哇國 安 藤 太 郎



○ 禁酒會の發端

余は弘化三丙午の生にして本年四十四才あるが十七八歳の頃より飲酒を始め遂に慣習性となりて當初は排悶遣興の一具に過ぎりし者漸くよして日常必須の要品と變し食と酒無けれハ味を甘んせず寝に酒無けれハ枕を安んせざるの甚き又至りたり偕爾來二十有餘年間飲酒の余が身軀及精神に幾多の害毒を加へたるや枚舉み不暇と以て屢之が禁止若くは節制を試みし事ありと雖ども已の本心を以て其一身を制御する不能ハ殆んど他人又對するの趣ありて禁止固より行はれず節制も亦永續せずして荏苒歲月を経過せり然るに去る明治十九年二月布哇駐劄の命を蒙り同國又赴任せんとするに當り數千の移住民を

監督するに頗る艱難なるべきの虞あると又同國の氣候に極て炎熱ありと聞きしが故に交際上不得止の外に獨酌全く禁ずべきの決心を以て横濱を出發せしが爾後種々の情況より幸にして獨酌禁止の内規永續するを得て在勤二ヶ年に及びたりし然ども本と此節制ハ一時の耐忍にして歸朝か若くは事務簡易ム赴くの期に至らハ固より復舊すへきの預想ありしが故に克己復禮以て他人を矯正せんとする等の德行も勇氣も無かりしより然るに同二十年九月中牧師美山貫一氏桑港より渡來宣教の序傍ら禁酒會の世間に必要あるを余々懇説せり抑在布哇我移住民の渡航以來の狀況たるや各耕地到所男子動す乞遊惰放逸に流れ女子ハ猥褻の行爲頗る甚くして遂にハ各自の損害より延て我が國名を汚さんとするの勢ありしを以て百方之が矯正を経畫するの折柄なれば若し禁酒會として愈實行を遂るム至らバ其他の弊

風ハ蓋し制止する難き非ざる可きの期望あきに非ざりし然ども同會を設立せんより余之が首唱たらざる可らず之が首唱たらんにハ固より生涯禁酒の決心無かる可らず若し此決心なくして單に在勤中或ハ若干年を限るが如き禁酒たる時ハ目今歐米諸國に設立ある禁酒會の本意に戻背する耳ならず發起者の精神人を感動するに不足を以て之が賛成同意を得る却て難きや明あり然るム此決心の余又容易ならざるハ飲客一般の常情所不得已たるが故に美山氏の談論に對してハ單に唯々する耳敢て之を心頭よも留めざりしが爾後同氏の教理ふ所感ありて迷夢始めて一覺遂に一生涯手を酒杯に不可觸の誓約を斷然締結するに及びたり時々布哇移住民局附屬醫官岩井禎三氏酒害を演説する極て剣切善く衆意に投する所ありしを以て遂に美山氏と謀り大日本禁酒會なる者を創立せしハ實ム昨廿一年四月七日の事なり

とす偕同日に至り余ハホノル、府中日本人共濟會本部ム於て一小集會を開き美山牧師に請て先づ祈禱唱歌を行ひ夫より禁酒會創立の趣意書を一讀する如左。

大日本禁酒會趣意書

世の中ニ毒物數多ある内其害最も甚しきハ酒に若く者あく而之を除くふ最難きも亦酒も若く者なし何故に酒毒を以て最甚之とする乎其害獨り一身の生命を傷るム不^止して妻子眷族ハ勿論醉客の到處ハ誰彼も拘^ム多少災難を與へざるあきが故あり我邦人の支那人の阿片^ハ喫^ムを見て常に氣の毒なる感覺を懷くと雖も未だ阿片^ハを飲みて他人と輒^ク喧嘩口論に及び又ハ毆打創傷を行ひ^ムる例を不^聞左れハ阿片^ハ詰り酒よりハ幾許か輕微ありと可謂者あり又何故に酒害を除く最難しと云ふア片^ハ公然毒物の名稱あるが

故ニ他人の面前又之三度の食事等に喫用する事あきも酒ハ人間万事目出度^シして飲ミ不幸として飲み朝飲み晝飲み夕^ハ飲み時として連飲曉に徹する者さへありて人又之を格別に怪まざる一般の風俗あれハ之を禁止する事實に此上もなき難事と可謂なり中間にハ酒ハ百藥の長憂^ハ掃^ム玉等など唱へ加減^ハすれば利益とこうあれ決て毒害^ハ非ざるなど主張^ムる輩^ハ間^ニ頗^ル數多あれども其加減^ハ六ヶ敷^キは我々飲客の十分^ハ經驗ある事^ハて決て實際行はる可^キ者^ハ非ざるあり又稀^ニにハ十分加減^ハすれば利益とこうある善く飲むが故ニ其身の藥^ハなるハ勿論妻子眷族^ハより他人^ハ至る迄更に災害^ハ不^加向^ムも可有之此連中^ニハ禁酒^ハ斷然不用なりと公言^スする者あり此說一應之尤の如くなれども其甚尤ならざる次第ハ凡そ人間と生れ出る者已れ一人にて事の可濟^ハ否^ハなけれ必^ハや

妻を娶るべし妻あれハ子あるべし妻子あれハ世間の交際あるべし
 然る以上ハ此妻子と世間に對し善い勧め惡い懲して己れの爲より
 引續き他人の爲と謀るハ人間たる者の道即ち堅く云ふ時の義務と
 も云ふべき者なるへし此の勸善懲惡を以て人間の義務とする時
 飲酒が一身の害耳ならず妻子にも世間も惡事よりと知らば身の
 爲人の爲め辛抱を極めて禁せざるべうらざるなり况んや加減の出
 来る人物に於てをや此辛抱一たび行ひれて酒飲連中舉て禁酒する
 時ハ人々壯健ふ志て各其業と務め夫より次第に富國強兵の基も相
 立ち遂にハ我日本をして世界万國の標準たるへき國柄と爲すも決
 て難き非ざるべし即ち此等を指して事小と雖も大と喻ふ可き
 とい可謂ならん時として之新川よ下戸の建さる倉へなしなど法外
 千万なる俗言あれども試に思へ此倉の爲に幾万人の生靈か貴重な

る生命を抛ち家産を傾け妻子を路頭かず迷ひせ世間に害毒を流した
 るや不可知放蕩無賴の書生連中が妄々愛國と呼び盡忠と唱ふるよ
 りも一文字を不知一匹夫か喉三寸の愉快を辛抱して禁酒する方遙
 かゝ愛國の道に協ふと可謂此等の道理より我々に之茲々日本人禁
 酒會を創立し其利益を一身止めずして之を他人及ぼし以て愛
 國の微衷を達せんとする者なれば有志の人々より何卒猶豫なく加
 入あらん事を冀望するなり

讀過の後我移住民が數千里の波濤を冒して遠く此絶島ぜつとう渡來し炎日
 暴雨の間よ辛苦勞働するハ將さよ以て大ふ望む所あるべきなると僅
 と一醉の慾を不能制が爲よ身を破り人を害し遂に異郷の究氓となる
 と愚昧も亦甚しき云々の意と演述し同會よ賛成入會の者と求めしよ
 直も應ずる者三十名即ち之を以て名譽創立會員と爲し相共に同會の

規則を協議制定する左の如し

大日本禁酒會規則

第一條　名稱

本會を名けて大日本禁酒會と稱する事

第二條　目的

本會の目的ハ別紙安藤太郎氏の趣意書と名譽同盟者の誓約書とに基き禁酒の主義を一身よりして沿く公衆又及ばず事

第三條　會員

何人にも本會の趣意目的を賛成して生涯禁酒の盟約を爲モ者之本會を員たるとを得る事

第四條　役員

本會の役員ハ會頭副會頭及書記一名たる事

第五條　集會

本會の集會を分て獎勵會及事務會の二とす事

一獎勵會ハ少くとも毎月一回會員相集りて懇談獎勵する事

一事務會ハ一年に一回大集會を開き本會の事務を協議整理する事

第六條

本會を員ハ青白の絹紐を以て禁酒の徽章とあそ可き事

明治二十一年四月

此規則ふ從ひ余は會頭又領事館附伴新三郎氏の副會頭に榮選を辱ふせり是れ他なし伴氏も余と齊く多年酒害の經驗又富む所あるを以てあり又共濟會書記鵜飼猛氏を請て書記を兼勤せしむ是ハ單に其事務に長するか故耳とす於是乎領事館一同官吏家族書生婢僕等合計十二

名及其他の會員より此日を以て互に同心協力して獨り一身衛生の爲耳ふらず遂にハ社會より此毒物を排除し以て我同胞を積年の禍難より救濟せん事を誓約せしは事の成否任の輕重ハ暫く措き實ニ余が生來未曾有の快事たりしと不可不謂なり

○禁酒會の進歩

禁酒會創立の當初は會員總計僅々三十餘名に過ぎりしも衆皆熱心又同會を擴張せん事を謀りホノル、府又在てハ其規則中に所謂獎勵會ある者を毎月一二回開設して從來の經驗を吐露し禁酒の利益を分明にし以て世間醉客の長眠を驚破せん事を勉勵せり又他の群島に對してハ同會の趣意書等を印刷に附し先づ之を各耕地の勞働者中に分配し而之よ次ぐに我宣教師の勸告と所在吏員の注意を以てせしかば僅々十箇月の間に入會せしもの殆んど二千名又垂んとするの盛況にて

猶駿々進歩の傾向を顯へしたり既ニ耕地中ラハイナ地方に如きハ監督官瀬谷政治氏の盡力に由て一郷の日本人七十餘名盡く禁酒會員となりたるが故に雇主も其美舉を感動し爾來同會員たらざる日本人ハ決て之を傭使せざるの内規を設くるよ至りしハ實ニ稀有の好結果と可謂なり抑同會員たるや多くハ農民又ハ水夫若くハ僕婢の如き中等以下の人物あるが故ニ固り學藝に精く辨論に長せる者有るニ非ず然ども其所言盡く精神より出て毫も修飾する所なきを以て呶々ゝる辨説も却て聽衆を感動せしむる事往々不少即ち彼等所説の概畧たる或ニ云ふ飲酒の爲めニ其父母を苦め妻子を惱まし親戚朋友ニ不義理を窮め到處措身又地あきを以て遂に流離轉輾此土に渡來せしも酒癖ハ依然隨て得れハ隨て傾くるが故に困乏唯日に加へるゝの折柄一旦悔悟禁酒會員となり足跡を全く酒店に絶ちたる以來ニ身体の壯健

にして自ら勉勵心を生し爲めに數十年來の空囊始て有餘を生むるよ
至れりと或ひ云ふ生來喧嘩爭鬭を以て人間の一大事業と認め已を傷
け人を害し惡行底止する所なき人物も禁酒以來ハ心神の清醒あるよ
り自ら耐忍力を生し遂にハ何等の凌辱を蒙るも更に他人と抗争する
無きに至れりと或ひ云ふ移住以來今日既ニ三年の解傭期限に達する
も平常飲酒の爲め又或ひ疾病に罹り又ハ遊惰又ハ流れ遂にハ我領事館
に貯存せる金額外にハ身邊に一錢の餘財もなかりしよ禁酒の誓約を
結び全く杯盞を遠けし以來ハ僅ニ何々月ニ満ざるも既に某々弗の蓄
積を得るにより此割合に應じ愈益勉強するに及ばず不遠して錦衣
歸郷の時機至る可きや必せりと或ひ云ふ夫婦の間平常勤すれハ乱醉
互に喧嘩を開き幾回か離別の難題を以て隣人を譟し或ひ官廳と煩り
したるよ禁酒以來ハ夫唱婦隨始て偕老の真快樂を感覺するに至れり

とは等の美談毎會ニ續出爲めよ頑迷の常醉客も昨非を悔悟入會せる
者不少して同會ニハ愈異常の勢力を有し近頃ハ其所向披靡殆んど一
箇の勁敵あき状況に赴きたり今其著き例證と舉けんニホノル、府に
我邦より渡來せる學生某あり天賦慧敏にして頗る法學に通し傍ら實
驗にも富みたる人物あるが性甚ば酒と嗜み爲めに屢健康を損害し事
業を妨碍する小少ならざるを以て其才と愛する者は内外の別なく或
ハ諷諭又ハ直諫を加ふると雖とも更に聽從せず遂に篤疾又罹り殆ん
ど危険ニ陥らんとせしが幸にして漸く快復又赴きたりし然るも某ハ
猶且つ不悟して再び杯盞ニ近かんとする折柄禁酒會員中の有志者奮
て之れに極諫を加へたるよ某ふハ意外よも其誠意と感し遂ニ入會せ
ん事を公言せしに由り會員一同ニハ某の勇決を感じ喜し直に臨時獎勵
會を府中日本人教會堂に開き入會の式を執行す此日來會する者頗る

衆多美山牧師にハ唱歌祈禱を以て開場し次ム余ハ會頭の故を以て依例同會の趣意書を一讀し某をして誓約書又記名せしむ時ム某にハ起て聖書を捧け英和兩語を以て生涯酒杯に手を不可觸事を眞神又誓言せり之を見聞する人々ム某の悔悟に客ならざるを嘆賞せざる者なく中間ム救主の洪恩と某の勇氣又感泣して不能仰見者ありたり元來某ムハ其才學と齊く酒仙の名聲も布哇群島中ふ甚高くして禁酒會に抵抗する輩ム陰に之を其首領と特むの狀なきに非ざりしる故に某の此一舉ハ恰も奔流決堤の勢を同會に附與せ一者にして爾來常醉者の會員たらん事を請ふ者陸續不絶其甚しきい時として一日に四十有餘名の入會あるム至りたり於是乎慣習一旦第二性と變化するム至てハ父母の訓誨朋友の忠告も更に其奏効無き酒癖の如き者と雖ども世間の風潮ム容易く左右せらるゝ事あるを發見せり是れ蓋し矯風

家の最も注目すべき一點あるべ

○禁酒會の成績

現今布哇群島中に就役する我か移住民ハ其總計六千有餘名ムして男子一人毎月所得の俸銀ハ十五弗を以て普通の定格とす而其内より食料其他必須の雜費を除却すれば殘額平均五弗又下らざる割合あるが故に領事館の貯金ハ之を算せモ一人一ヶ年間の純餘ハ六十弗餘即ち三ヶ年にして百八十弗乃至二百弗を貯蓄するハ敢て難事に非らざるの實況さりとす左れば今此割合又據り六千人中より女子一千有餘名と除き女子の所得不平均甚きを以て單に男子所得の純餘總額と概算する時ハ一ヶ年にして三十万弗即ち三ヶ年にして九十万弗乃至一百万弗に垂るムの理なり然るム是ハ此れ移住民等が第一ム三百六十五日間身體壯健にして安息日の外は決して休業せず又第二ム之平生

必要ある衣食の外に決て浪費せざるに覺悟も非ざれば此純餘の結果を致モ不能者たりとす傍余ダ布哇ム赴任せ志ハ距今殆んど三ヶ年の以前ニ在セども當時既に男子ハ博奕に耽り飲酒に溺れ女子も亦節操甚貞清ならざるに狀況徃々不少を以て此等の獎害を矯正せんか爲に近者ハ之に説諭を下し遠者ハ之に布令を發すと雖も更ニ其奏効なくして勢益猖獗に赴くを以て遂に彼等就役の各耕地を盡く巡廻し熟ら其生況を點檢せしに其狀多くハ寂寞たる山間原野に十百群居する恰も該兵營境界ニ彷彿する所ありて勞働の餘ニ四顧沙漠更ニ事物の耳目を慰むる者なきを以て畢竟するに其斷毒たる博奕飲酒も蓋し當初は單ニ遺興の一具ニ過ぎざりしや可知あり然ども該兵營境界ニ對してハ歐米諸國中既に風俗壞乱の虞あるを懼れ彼是之ヲ豫防の經畫に從事する者ありと云ふ今夫れ紀律を以て檢束せる兵隊すら猶且風俗

壞乱の患を不免とする時ニ若し勞働耳に使役する農夫をして群居其所爲に放任したらんより他日彼等歸國の後我か社會に對し如何ある獎害を惹起すべきや靜思至此れハ實に杞憂に不堪者あり然るニ此等矯風ハ事業ニ到底尋常一樣の説諭手段にて實行を得可得の謂ハれあきが故ニ多方苦心の折柄美山牧師の桑港より渡來各島を巡遊敬神愛國の眞理を演説の傍ら風俗矯正ニ着手せしに頗る人心に感動ヒ與へたるなり然るに今日禁酒の成蹟より之を考ふるに爾來男子の博奕に耽るも遊情放逸に流るゝも罹疾休業の多きも女子節操の貞清あらざるモ又隨て彼等の内身邊に一錢の貯蓄なきよ至りし者あるも其由來

ハ殆んど一として飲酒又起原せざる者なきを知るなり即ち其所以たる目下禁酒の盛々行ひるゝ地方ふ在てハ博奕全く其蹤を收め罹疾休業の徒甚稀にして男子ハ誠實に勉勵し女子も亦品行端正なるが故ム隨て彼等の内暴富赤貧の不平均あくして人々各至當の貯蓄と併て雇主の愛顧を得るに至るを常とせり今此等に對する證跡中の最著しき者を掲げんにハ元來領事館ふハ二割五分と稱する定規貯金の外に通常貯金の名を以て移住民の爲々其純餘金を貯存するの定制あり此趣意たる彼等の内家鄉に送金の要あき者ハ月々所得の殘額即ち米金貨を虎子も啻ならず秘藏するの際或ハ盜難に罹り又之飲酒博奕又浪散し遂々囊中空竭奈何んともす可らざるに至る者あり而此輩言語の不通と事情よ晰かならざるより他よ貯存の道と求むる不能を以て我政府にハ懸然の餘り特殊の方法を設けて此等の殘餘を領事館よ貯存せ

しむるの便宜を與へられたるなり於是平盜難ハ全く消滅一又浪費も幾許の減却せし趣ありし附近頃此毎月領收の貯金額又就き之を四五千月以前に比較して其増減如何を調査せしム今日移住民よりの寄送額ハ殆んど前日の二倍に達し而其送金者中金額の増加せる者ハ盡く禁酒會員又非ざるハあしとす實況如此なるを以て今日在布我移住民に對し之が風俗を矯正し之れが生計を豊裕ならしめんとするよハ禁酒の効用蓋し福音と併立する者ありと稱するも敢て誣言ふハ非ざるべき乎今夫を僅ニ二千名の少人數ヲ僅ニ十ヶ月間の禁酒に於てすら猶且此著明なる成績あるが故ふ若し群島一般の日本人六千有餘名よして少くも二三ヶ年間此毒液を一滴たりとも咽を下さるに至らハ前文の豫算たる三ヶ年間に六十万弗以上の純殘金(二割五分貯金外)を貯蓄するハ決て難事に非ざるなり况んや一生涯の禁酒たるふ於てを

や又、啻々此等貨殖の關係耳。あらず人々身體の壯健と精神の爽快にして智力の發達し工藝の進歩し風俗の純良に歸して生計の安康に赴き遂に群鳴中無比の良民たる稱呼の日本人の專有たる可きや疑なれ
る可一。

禁酒の日本人二千名に成績ある如斯なる時の其他の日本人四千名にも一様の成績なかる可らざるの道理より茲々始て一種の奇想を發し又之を我本國同胞三千八百有餘万人と推及し以て其禁酒の果て我邦に必要なるや又其成績如何なるべきやを考究せんと欲するに至れり因て試に明治二十一年帝國第七統計年鑑ふ據り先づ釀酒の概況を案するに十九年度の調査に於て日本全國の釀酒場合計一万五千二十五ヶ所にして三府四十四縣中一地として釀酒せざる者あく又釀酒の爲ふ所費の元米一ヶ年間合計二百六十二万六千有餘石にして此量額

の大なるは以て東京大坂京都三都會の居民を一ヶ年間賑給して猶有餘者たりとす而之より所釀造の清酒の全量ハ二百八十六万九千有餘石にして之より濁酒焼酎等凡て醸氣を帶ぶる飲料を合計す乞ハ三百五十四万有餘石即ち其平均價格ハ一石付一圓九十餘錢たるを以て其全額概計四千九百五十六万圓と得るにより又之に輸入の洋酒元價八十三万有餘圓を加ふれハ日本全國に於て飲酒の爲ム一ヶ年間所費の全額ハ合計五千零三十九万有餘圓として我政府の十九年度歲入額の七割に垂んとするの割合とす是れ豈不權衡の統計數と謂ひざる可けんや而して其酒類ハ殆んど一も海外輸出又属せる者無きを以て此五十錢餘ヒ負擔するの割合たりとす然るに釀酒の爲ム所費の米穀如此廣大あるも又飲酒の爲ム所散ヒ金額如此夥多なるも若し此消費損失

そして此額面の範圍内と止め他ふ損害の影響する所あきに於ては或
れ枉けて人間娛樂の不得己一事ト寛恕する所あきに非ずと雖ども其
決て所以不然の者へ現ふ在布哇日本人の状況に於て昭々明白なりと
可謂あり即ち我勞働者の博奕に耽るも其游惰放逸又流るゝも罹疾休
業の多きも女子節操の貞清ならざるも一錢の貯蓄なき究乏又陥るも
其由來ハ殆んど一として飲酒に非ざるハあき確證より推考する時ハ
十九年度中全國の犯罪者二十九万七千有餘名の中其過半ハ飲酒之が
原由たりしに非ざるを得んや全國死亡者八十六万有餘名の内男子に
して二十歳以上五十歳に至るの間死亡十一万一千有餘名の内其過半
ハ飲酒之の直接間接の原由たりしも非ざるを得んや又同年度中單に
官金救助又係れる難民にして既に一人又超過せるが故に此他鄉黨
朋友の救濟に由て生息せし所の者其幾万人なるを不可知此等の過半

ハ其原由飲酒又非ざりしを得んや全國貸座敷の總計七千七百八十戸
其所蓄の娼妓總員二万七千零七十五人此内多くハ遊惰放逸ある父母
兄弟の爲め若くハ自己不品行の爲め泥水に墮落せし者あるが故又
其過半は飲酒之が原由たりしに非ざるを得んや若し夫れ果て然らハ
吾輩禁酒會員ダ爾來經驗する所の如く以上ハ犯罪死亡貧困猥褻の過
半ハ禁酒の功力ふ由て除却する事を可得や必せり又此他移住民等の
貯金増加の割合に準し我國禁酒家の囊裏又幾多の餘裕を可生や不可
知なり然るよ此ハ是れ僅ふ二千名の勞働者ダ田間の生計より推及臆
算せし者にして固り比例其當を不得や不俟言が故に今試み又數十步
を進め深く我國內况に踏入り酒害の程度如何を精細稽查したらんに
ハ何等の現象を發見する事あるべきや該三百有餘万石の酒液の浸及
する所に至りてハ貴賤老幼賢愚貧富の別なく齊く樽前又狂醉し富者

ハ身を傷り貧者の産を傾け禍害を來し風俗を乱し而して猶悔悟せざるの状体ハ満清の煙毒又啻ならずと可謂ならん夫れ仲尼ハ修身齊家を以て治國平天下の楷模とせられたり宜なるかふ我國同胞にして人々布哇禁酒會員の一小例を擯斥せず斷然酒杯を抛つゝ至らハ其身體ハ壯健精神ハ爽快又して自ら事業又誠實勉強なるを得るが故よ所得又隨て豊裕あるハ疑を容れざる可し然らば即ち此壯健と勉強と豊裕を六十餘州又擴張せるふ至らば天下富國強兵あらざるを欲すと雖も得べけんや愛國の士ハ宜く將に猛省する所あるべきなり

○禁酒の難易如何

世間の飲客若し突然一生涯禁酒の語を聞く時の必ずや喫驚して其事の良否を聞こぞ直ニ其難爲を斷言し又或ハ慣習爲性の身体にハ禁酒却て有害なれハ寧ろ節酒に若かざる云々の説を爲す者あらん是れ余が二十年間の経験より見る時ハ決て無理ならざるの意見なれ共自身實行の今日に在てハ是又経験上決て不然と明言するを得る者なり因て今茲に禁酒以來所懷の感覺と他人の状況とを概言して其所以不然を證明すへし蓋し大酒家の禁酒ハ恰も寒中の灌水に似たる所あり即ち冬曉霜白く剝風凜烈井邊ふ臨みて其未だ衣帶を解かざるに當てハ冷水の感触を預想して多少躊躇するハ人情の常なれども奮然衣を脱し灌水二三回を重ねるに及べハ全身自ら暖氣を生し殊に拭身被衣の後ハ精神爽快却て曩の躊躇を後悔する者あり禁酒の状質に善く之れに類似せり即ち一飲客生涯禁酒の約を以て誓書又記名せんとするに當れハ酒味の美一醉の快齊く心頭又湧起し必ず以爲らく若し今此會に入らひ天の美祿掃愁の籍と永く生別離に至る可し人間此一物を欠き又何の快樂を持んで生活に汲々するを之れ爲さんとハ鯨飲家一般の

常情にして遂に禁酒斷行を得ずして生涯此毒物の奴隸たる者往々少からざれとも若し之に反し一旦奮然禁酒の盟約を結ぶ及べに蓋し其一二ヶ月の間へ多少懸念の勃興する者あるも時日の漸く経過するに隨ひ全身暖氣を生ずるど齊く從來不治症として放擲したる腸胃の患は漸次に平癒して頭痛は拭ふが如く消滅し意氣爽快として食欲常ふ銳利なるが故に菜肉中未曾て知らざるの滋味を覺める者あり又晝間は動作自ら適度なるを以て夜間常々安眠を得る等身體の摸様殆んど再生の想を爲せり夫より精神上に至りては平素清醒あるが故に處事自ら謹慎接人常々丁寧にして決て意外の誤謬と來た一疎暴又陥る事あく一身一家の外交内治齊く面目を改め居常洋洋々春如海の快樂あるふ至るは決て五六ヶ月を出さる可し此時に至れり灌水後拭身被衣の時と一般にして禁酒の晚きを悔ゆるの外他事なかるべし是ハ此れ余

か一家の私言に非ずして今日の禁酒會員即ち曾て麁生の爲にハ生命を鴻毛よりも輕んじたる輩の異口同音に白狀するを以て證するに可足なり扱又慣習爲性の身體にハ禁酒ハ却て有害云々の説ハ頗る理あるが如しと雖も是又數多の實驗上より考ふるよ決て不足患者あり蓋し大酒家一旦禁酒を行ふに當れハ先づ便秘を來たすを常とし又時としてハ少く不眠の状あるも如し然るよ便秘又対して緩和の下劑を適宜に服用する時ハ一二週間を経セして常體に復するは一般皆然り又不眠に處するの方ハ一々晝間十分の運動を行ふに在りとそ而して一度安眠の慣習を得るに至れど通宵平靜決して該の醉後頓眠夜半夢醒て輒々反側遂に曉々徹するの如き苦状ハあらざるなり然れども常醉より一種特別ある慣習を起し酒氣を帶びざれハ口語るを得ず手動く不能が如き輩ふ至りていモ固り我輩禁酒會員が今日の經驗を推して

論究する不能者と可知あり又禁酒より寧ろ節酒に若かざるの一事に至りては最も世人の注意を擧起すべきの一點ありとモ抑酒の人身に於けるや之を適宜に飲用すれば血液運行飲食消化等に裨益する所あるや無疑を以て若一實ニ節酒法の完全ニ行ひるゝ又於ては假令ひ百家と不節酒家と其數孰か多き飲食消化の補益ハ殺身破産の害毒と孰大なる況んや我輩禁酒會員の經驗又於て節酒ハ禁酒よりも遙かに困難なるに於てをや其故何ぞや禁酒ハ酒類ハ勿論杯樽の器具をも併て盡く目前より遠け全く之と相隔絶するが故ふ假令情意の動くあるも務て精神を他方ふ轉廻そる時の漸次相忘るゝの慣習を得る者とするに於ては蓋し或ハ其小量に安んずる事あるも一旦盛宴若くハ喜慶時に於ては蓋し或ハ其小量に安んずる事あるも一旦盛宴若くハ喜慶時に於ては蓋し或ハ其小量に安んずる事あるも一旦盛宴若くハ喜慶

過度の場合に際せば必や十分の慾情を逞ふし又再び依然たる昔日の酒仙よ變するや滔々たる天下皆然りと稱するも敢て過言にハ非ざるベ一夫れ酒毒の甚しき如彼禁酒の易き如此なる又於ては豈奚ん予危険にして卑劣なる節酒法又因循固着一貴重なる身體精神を此毒物の爲に犠牲とする事あるべけんや禁酒實ニ難き又あらざるなり

○禁酒に關する國法風教附布哇酒類販賣取締條例

前章ニ記載せし如く一個人の禁酒ハ實ニ難き又非ずと雖も大衆の禁酒ハ又決して易きに非ざるなり然則我が禁酒會が僅々十ヶ月間に於て二千人の一大團結ト爲し如此の盛況を致せしハ何ぞや會員の非常ある盡力之をして然らしめたる平日く會員の盡力固り不俟言と雖も然とも此他別に同會に直接間接の獎勵補翼を與へたる者ありて然りとするなり無他所在ハ國法と風教の二者是なり抑布哇建國の由來を

考ふるに其創業守成の間英米宣教師の勉力與て居多^{ハシヨク}獨り其史乘^{ナホキニヤル}昭明なる耳あらず既に今日其子孫^{シソン}にして或は政府の要路^{エウロ}又は民間の領袖^{ハラシヨウ}たる者過半^{クハ}を以て可足徵^{チハラスルニタラベキ}なり而して此建國者^{ケンコク}が法度^{エウド}を制し律例^{リツレイ}と定めたる内其矯風衛生等^{カクフウエイジ}又關^シ土民^{ジン}又注意^{モトナシ}の最も深切^{シムゼツ}なりしひ飲酒節制の一點に於て明瞭^{メイリョウ}なるを可得^{シテシテ}とす因て今茲^ム其禁酒^{キンジョ}最も勢力^{セイリョク}を與ふる現行條例^{ゲンカウトドヘイ}の概要^{ガイアウ}を掲載^{ケイザイ}する如左

布哇國酒類取締條例の要略^{エイリョウ}

一 内務卿^ハ酒類問屋^の鑑札^{小賣酒札}及酒店^(立飲店)鑑札^{を其出願者}^ム發給^{ハツキフ}するの權^{けん}あるべし

但其期限^{ヒヅケン}ハ發給^{ハツキフ}日より一ヶ年間^{ヒヅケン}とす

一 問屋鑑札^{を以て}酒類^{を販賣する者}ハ必ず荷詰^{ハフメ}又ハ樽詰^{ハラフメ}(輸入の儘^{ハラフミ})を以して決して其店頭^{に於て}其貨物^{の一部}を飲用^{ハカル}に供し若くは酒類

小賣商^{を其構内}又開^{カシム}べからず若し之^{を犯す者}ハ其鑑札^{を取}上^ケ相當^{の罰金}外^ム保證^金を沒收^{ハツシウ}すべし

但し問屋鑑札^{出願}の節には免許稅五百弗^{の外に}内務卿^{の認可}せ
る證人^{を以て}罰金^{に對する}一千弗^{の保證書}を可納^{ハサマベキ}事

一小賣鑑札^{を有する}商人^ハ燒酒^{なれハ}二ガロン^{以上}葡萄^ビ酒^{アモリハ}一
「ダス^ン」瓶^{以上}を販賣^{ハシバ}モヘキ者にして決して其店頭^{に於て}之^{を飲用}に
供し又ハ酒店^(立飲店)を其構内^{又開設}すべからず若し之^{を犯す時}ハ
其鑑札^{を取上げ}相當^の罰金^外ふ保證^金を沒收^{ハツシウ}すべし

但し小賣鑑札^{出願}の節^ムハ免許稅五百弗^{の外}内務卿^{の認可}せる
證人^{を以て}罰金^{に對する}一千弗^{の保證書}を可納^{ハサマベキ}事

一 酒店^(立飲店)鑑札^{を有する}者之日曜日^{を除き}毎日朝^ハ五時半より夕
ハ十一時半迄其店頭^ム於て酒類^{を瓶又ハ杯}にて販賣^{ハシバ}する事^{ハ可得}

とす然れども同店又於てハ少年婦女若くハ常醉癖ある者へ賣酒する時ハ不法の所爲たりとするなり

但し酒店鑑札出願の節にハ免許税一千弗の外内務卿の認可を得たる證人を以て罰金又對する一千弗の保證書を可納事
一以上鑑札又於て制定せる時限場所量額及方法に不據して酒類を販賣する者に對してハ其初犯は二十五弗以上五十弗以下二犯五十弗以上二百弗以下又三犯に至りてハ其鑑札を取上げたる外に二百弗以上五百弗以下の罰金若くハ三ヶ月以上六ヶ月以下の懲役に處するる又ハ罰金懲役兩様の處分又行ふかハ孰も判事の酌量又可存者たりとす

一鑑札所有主若くは其代理人又ハ雇人にも非ざる者無鑑札にて自ら酒類を販賣若くハ販賣せしむる時ハ其初犯又對して百弗以上五百

弗以下又二犯以上に在ては五百弗以上一千弗以下の罰金及三ヶ月以上六ヶ月以下の懲役に可處者とす

一鑑札所有主其店頭若くハ其構内又於て博奕等不正の所爲を行ハしむる又ハ日曜日に於て玉突其他の游戯を催すか若くハ娼妓又ハ乱醉者を居留せしむる時ハ每犯一百弗以下の罰金に處すべしとす

一鑑札所有主日曜日其店頭又於て酒類を販賣し若くハ販賣せしむる時又ハ二百弗以下の罰金又處すべし但し其家内の正當なる止宿者又供給するハ此限又非ざるなり

一鑑札所有主其店頭若くハ構内に於て酔倒する迄に他人へ酒類を供給する者あれハ五十弗以上二百五十弗以下の罰金又處すべし但し右等の醉客を同店内に三時間以上停止せしむる時も同様の罰金又處すへき者とす

一酒店主人又ハ其店頭の立飲客又対し後日酒債の訴訟を起すも無効たるべし然ども其家内の正當なる止宿者又対し常食と一緒に供給せし酒代又對して起訴することを得べしとす

一酒店主人若し通用貨幣又ハ爲換手形等の外に酒代として他の物品を抵當等又領收する時ハ其都度五十弗以内の罰金を可課者とす
一警察判事其他警部巡查等若し鑑札を所有せざる者にして酒類を路傍等に運搬若くハ陳列し以て販賣の企あるが如く認むる者ある時之令狀を帶びざるも其酒類ハ勿論之に属する一切の器具を取押ゆるを得而して判事にハ定罪の上五十弗以上二百五十弗以下の罰金及一ヶ月以上六ヶ月以下の懲役に處し而して罰金の半は之を告訴せる者に賞與し又酒類ハ沒收すべし

一藥種商醫師其他賣酒鑑札所有主に非ざる商買にして其店内に燒酒

あきハ六合二勺又葡萄酒なれハ二升五合以上を貯存す可らずとす
若し之を犯す時ハ二十五弗以上二百弗以下の罰金を可課なり
一鑑札を所有せざる者にして其屋傍又記號等を掲げ又ハ瓶杯等の道具を列ね以て酒店たるの疑惑を惹起すら如き所爲ある時又は家内必要の常量より過多なる酒類を貯蓄する者ハ密賣酒を以て可問者とす

一若し無鑑札又ハ規則に戻り酒類を販賣する者あるか如しと告訴する者ある時の判事の令狀を以て巡查を發し其嫌疑ある家宅を捜索し而して若し告訴通り酒類貯藏ある時の之を取押へ以て其所有主と召喚辨明せしむるあり然るも所有主には其召喚又不應して審糺上愈密賣の證據判然さるも於て其物品を沒收すべき者とす
一布國內又於て無鑑札として酒類を精釀する者ハ五十弗以上一千弗

以下の罰金若くハ二ヶ年以下の懲役に處すべき者とす
但し此鑑札ハ「ホノル」及耕地製糖所の内其出願者へ發給する
者として各五ヶ年を以て定期限とす

一夫婦親子保護者雇人等の内他の乱醉より自己の身體若くハ財産又
損害を蒙りたる時ハ彼等又ハ酒類を販賣し又ハ給與して此等の乱
醉を來らしめる所の酒商に對し損害要償の爲め起訟の權理ある
者とそ但し妻たる者此場合よ於てハ凡て獨身の資格と以て諸事執
行するを可得とするなり

一何人よ不拘大醉の上酒店よ立入り猶飲酒を欲する時其主人之よ退
出を請ふる敢て不肯者ハ巡査之を拘引定罪の上十弗の罰金を可課
者とす

一酒店よ於て日曜日又ハ定時間外に酒店よ於て飲酒する者あれハ同

時日よ於て鑑札所有主の賣酒せると同罪を以て論すべし

一沿岸航海船舶よハ酒類を販賣の爲め載積する事を許さず若し之を
犯す者ハ無鑑札賣酒の科よ可處者とす

一族店及割烹店と雖も特別に鑑札を受くるに非ざれハ酒類を販賣す
るを得とす

一酒類輸入稅額左の如し

一「アルコホール」類 每「ガロン」拾弗

二「ブランデー」「ジン」「ラム」「ボイスキー」及其他アルコホール三割以上五
割以下を含む者 每「ガロン」三弗

(五割五分以上ハ此割合に準し増稅すへし)

二「セリ」「ポルト」「マデーラ」の如き酒類よして「アルコホール」二割一
分以上を含む者 每「ガロン」三弗

「シヤムペイン及沸騰質の「ホック」「モゼル」」 大瓶一「ダズン」三弗
小瓶一「ダズン」一弗五十仙

「クラレット「ブラン」の酒類ふして「アルコホール」二割一分以下を含む者ハ 大瓶一「ダズン」四十仙 小瓶一「ダズン」三十仙 樽詰め毎「ガロン」十五仙

「エイル」「ボータル」「サイダル」其他醸酵飲料は前條「クラレット」と同一なりとす

今夫れ條例ハ如此嚴密なりと雖も其直接の干涉ハ單に酒商の一方に止るが故に飲客よ一て若し其不便を厭ひず浪費を意とせず酒氣の所醒ハ唯命之れ從ふ又於てハ斯る美法も亦之を如何んともする不能して鯨飲泥醉唯其所爲に任するの外あし是其民間に禁酒會設立の必要を感する所以なり元來布哇にハ歐米人并ふ土人の禁酒會數種ありて

其社會に著き影響を及ぼしたる一例を掲げんに余り赴任の當初即ち距今三ヶ年以前ふ於てすら既に中人以上は盛宴夜會等々酒類一滴をも不供者徃々少からざりし然るよ其頃ハ余も未だ禁酒の何物たるを不知が故に頗る奇異なる感覺を懷きたりしが爾來同會の勢ハ愈益進歩を加へ遂に今日ふ至りてハ席上偶美酒佳餚を陳列する者あれバ賓客ハ側目して直に其主人の平生を品評するが如き趣あるを以て居常飲癖ある者と雖ども宴席にハ却て清醒を粧ふが如き奇事不少而して此影響ハ單に此席上の賓客ヒ利するよ不止して其妻子眷族朋友より延て全國に波及し遂にハ外國人たる我日本人禁酒會よも獎勵輔翼の力を與ふるに至る國法風教の禁酒に奏功する實ニ偉なりと可謂なり由是觀之我の移住民の布哇に渡航以來星霜を経過する正に四年其間啻々生計耳あらず併て其品行をも改良し以て清醒の良民さるを得

るゝ固り我天皇陛下政府の仁愛ある御保護の所致と雖とも我輩同胞ふゝ又以て布哇官民より對し其文化の餘澤を不可不謝あり（終）

禁酒雜誌

發行人 津田仙
編輯人 池田治郎吉

毎月一回（十五日）發行 定價一冊金五錢、郵稅五厘。十二冊（即一年分）郵稅共五十四錢
禁酒雜誌は酒の一家一國より對して大害ある事隨て禁酒の必要なる事を諸般に學理及實際等より記述するものにして此雜誌發行以來大家家の之よりて禁酒せりとの報に接したる事屢なり又此雜誌は家庭の好伴侶たらんか爲家事經濟、家政改良、兒女教育及衛生醫業等の事をも記したきべ下戸も上戸も必一讀すべき好雜誌なり

東京麻布區本村町二百十七番地

禁酒雜誌發行所

明治廿三年九月廿六日印刷
明治廿三年九月廿七日出版

發行人兼編輯人

茨城縣平民

正

岩手縣平民 東京芝區田村町六番地寄留

版權登錄

發行人

平野善太郎

正

東京々橋區西紺屋町二十二番地

發行人

東京禁酒會

發行人

東京禁酒會

發行人

美以出版社

發行人

美以出版社

東京々橋區築地明石町十二番地

終